

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
中央区長

次のとおり、河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）の改正を踏まえ、河川敷地の利用について定めましたので、公表します。

① 指定範囲

一級河川日本橋川の河川区域内で、別図に示す区域

② 指定年月日

平成 28 年 3 月 1 日

③ 都市・地域再生等利用区域における占用の許可を受けることができる施設

準則第 22 第 3 項第 10 号（川床）

④ 都市・地域再生等利用区域の占用主体

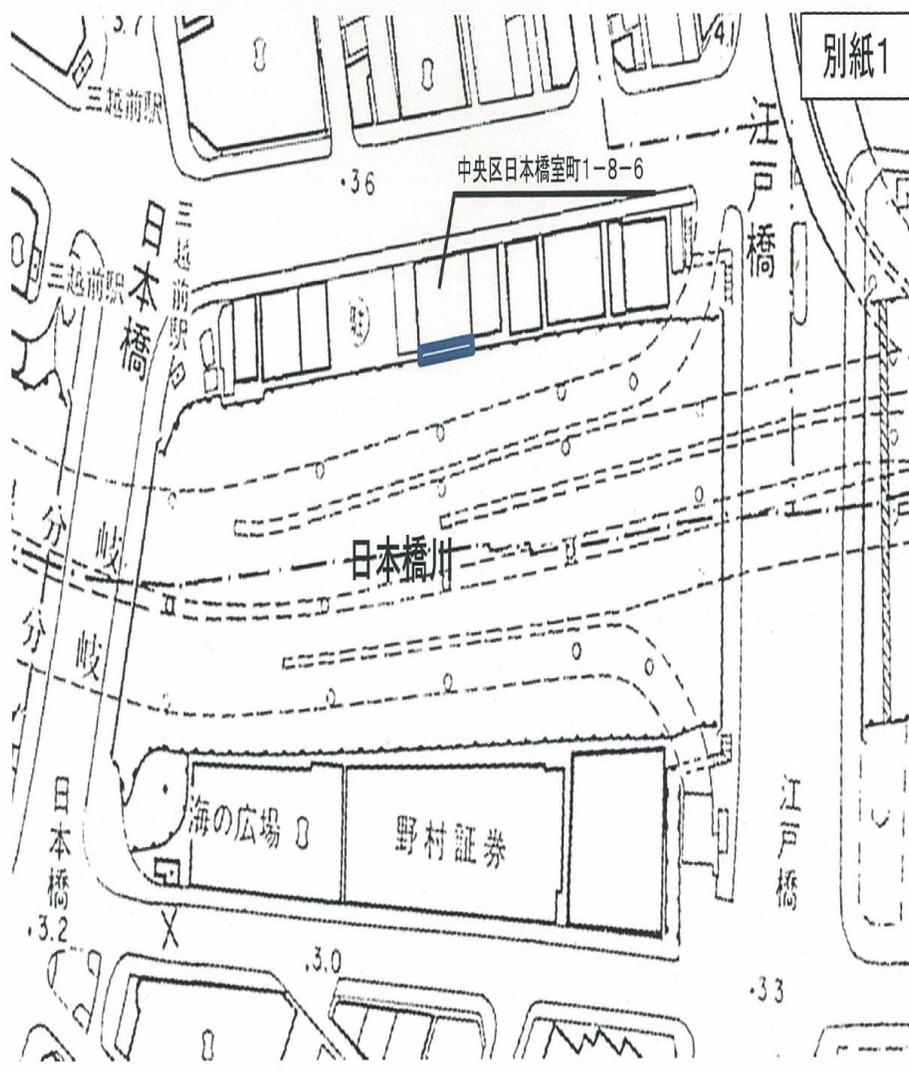
準則第 22 第 4 項第 2 号で規定する営業活動を行う事業者等であって、東京都が実施した日本橋川かわてらす社会実験において適切であると認められた者

⑤ 許可方針

以下の条件を付して許可するものとする

- 1) 本件許可は、「日本橋川かわてらす社会実験」において適切であると認められた者が運営主体になることを条件とし、原則として、運営主体の変更は行えないものとする。また、日本橋川沿いのまちづくり計画が定まるまでの暫定的な取り組みとし、その内容等により本件許可を見直しする場合がある
- 2) 占用に伴う危険を防止するため、施設利用者の安全管理や管理用通路の安全確保のための必要な措置を講ずること。
- 3) 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- 4) 洪水、高潮等の緊急時及び河川工事の施工に支障となる場合、占用施設の除去・移転等を行うこと。
- 5) 特に緊急性を要する場合、河川管理者による利用や撤去を認めること。また、この場合、河川管理者による補償行為は行わない。
- 6) 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- 7) 利用者により排出されたゴミ等を定期的に撤去する等、衛生的な環境を維持すること。
- 8) 営業時間は、基本的に、店舗の営業時間に準ずることとするが、特に夜間の営業については、近隣に配慮し、必要に応じて見直しを行うこととする。
- 9) 近隣による苦情等の場合は、責任と誠意を持って速やかに対処すること。
- 10) 休業日においても、施設の安全性を確保するための措置を講ずること。
- 11) 川床の張り出し範囲は、防潮堤天端上までとし、川側壁面より前に出ないようにすること。
- 12) 管理用通路は、現状機能を鑑み、点検手段等の適切な機能確保を行うこと。
- 13) 河川敷地での上載荷重は5 kn/m²までとし、荷重分散できる基礎形状とすること。
- 14) 川床上に照明施設を設置する場合、照度・光線角度等は、近隣住宅に配慮すること。
- 15) 騒音防止策として、必要に応じて防音壁等の対策をとること。
- 16) デザインや装飾は、日本橋川及び日本橋等の景観に配慮すること（材質、色、照明等）。また、社会実験時から大幅な変更を行う場合、地域等の合意を得ること。
- 17) 広告物は、日本橋川の景観に配慮した自家用広告物に限り、提示できる（東京都屋外広告物条例）。
- 18) 占用施設の廃止、占用許可期間の満了その他の事由によって設置した工作物の用途を廃止したときは、速やかに廃止届けを提出し、現状に回復するものとする。
- 19) この占用許可に係る行為の実際に際して他の法令等の規定に基づく許可等を要する場合は、必要となる手続きをとるものとする。
- 20) 次に該当するときは、この許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し若しくは新たに条件を付し、又は工作物の設置方法の変更若しくは除却、工作物の設置により生じた若しくは生ずるべき損害を除却し若しくは予防するために、必要な措置をとることを命じることがある。
 - (1) 河川法その他の関係法令に違反したとき。
 - (2) この許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) この許可に係る行為若しくは設置した工作物が、河川管理上支障となるとき。
 - (4) その他区長が公益上やむを得ない必要があると認めたとき。
- 21) この許可に伴い生じる占用料は、東京都知事の定めるところにより納付するものとする。

別紙1



全体図



都市・地域再生等
利用予定区域